第三節　（略）

第二章・第三章　（略）

附則

（総務部に置く課等）

第二条　総務部に、次の四課並びに教育訓練管理官、主計管理官、国際戦略官及び危機管理官それぞれ一人を置く。

政務課

秘書課

人事課

情報通信課

（国際戦略官の職務）

第十条　国際戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上保安庁の所掌事務に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

二　海上保安庁の所掌に係る国際協力に関する事務の総括に関すること（教育訓練管理官の所掌に属するものを除く。）。

三　外国における海上保安に関する業務に関する調査及び資料の収集に関すること。

（危機管理官の職務）

第十条の二　危機管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づき海上保安庁が行う国際平和協力業務及び委託を受けて実施する輸送に関する事務の総括に関すること。

二　海上保安庁の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。第三十九条第五項において同じ。）に関する事務の総括に関すること。

（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官）

第三十五条の二　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに海上保安企画官、企画調整官及び警務管理官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　海上保安企画官は、命を受けて、政務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7・8　（略）

（国際教育訓練調整官、海上保安渉外官、海上保安国際協力推進官及び危機管理調整官）

第三十九条　（略）

2　（略）

第三節　（略）

第二章・第三章　（略）

附則

（総務部に置く課等）

第二条　総務部に、次の四課並びに教育訓練管理官、主計管理官及び国際・危機管理官それぞれ一人を置く。

政務課

秘書課

人事課

情報通信課

（国際・危機管理官の職務）

第十条　国際・危機管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上保安庁の所掌事務に関する国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

二　海上保安庁の所掌に係る国際協力に関する事務の総括に関すること（教育訓練管理官の所掌に属するものを除く。）。

三　外国における海上保安に関する業務に関する調査及び資料の収集に関すること。

四　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づき海上保安庁が行う国際平和協力業務及び委託を受けて実施する輸送に関する事務の総括に関すること。

五　海上保安庁の所掌に係る危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。第三十九条第三項において同じ。）に関する事務の総括に関すること。

（新設）

（政策評価広報室及び予算執行管理室並びに企画官、企画調整官及び警務管理官）

第三十五条の二　政務課に、政策評価広報室及び予算執行管理室並びに企画官、企画調整官及び警務管理官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　企画官は、命を受けて、政務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

7・8　（略）

（国際教育訓練調整官、海上保安渉外官、海上保安国際協力推進官及び危機管理調整官）

第三十九条　（略）

2　（略）